

佐倉市残土条例改正に関する各委員の質問・意見

※検討期間の短い中、ご質問・ご意見を提出いただき、感謝いたします。

【① 今までの山砂等に加え、改良土等を用いての埋立て行為を規制することに対する意見。】

No.	ご質問・ご意見（要旨）	回答（要点のみ）
1	今回の改正は当然と考えます。	(回答なし)
2	県の許可を受けた施設において中間処理をした改良土等は追可しても良いと思います。	(回答なし)
3	改良土に対する取扱事業者（埋め立てを行おうとする事業者を含む）及び一般の市民の認識および知識が十分に浸透するまで、当規制の導入は妥当と思われる。	(回答なし)
4	無規制であることにより、無秩序な埋め立てにより、将来に大きなツケを残す可能性があるため、規制することに賛成。 特に、近隣自治体が規制している状況では、早期に規制に踏み切るべき。	(回答なし)

5	特になし	(回答なし)
6	<p>さまざまな弊害が発生するのを未然に防ぐために、何らかの規制をすることに賛成。</p> <p>次の2つの埋立て現場を見学したい。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 現行の条例に則り適正に埋立てされた現場2) 改良土等で埋立てられ、その結果、様々な弊害が発生している埋立現場	現場の見学につきましては、日程が合えばご案内いたします。

【② 土砂等の発生元を明示させることに対する意見】

No.	ご質問・ご意見（要旨）	回答（要点のみ）
7	「土砂等の発生元を明示」ですが、事業者の書類を信じるだけではなく、発生元を客観的に確認する方法が必要に思います。	発生元の客観的な確認方法につきましては、検討してまいります。
8	土砂等の内容を確認するために、発生元を明確にすることは必要であると思います。	(回答なし)
9	発生元の明示と共に、改良土が含む成分（ブレンド内容等）を求めることが受け入れる改良土への安心に繋がるよう思われる。	搬入する土砂等の成分につきましては、搬入前に成分分析票を添付したうえで搬入届を市に提出することとなっております。
10	賛成であるが、何度も移動したり、時には混合・改変されるかもしれない土砂をどのように把握し追跡していくのか、監視の実効性の確保が課題と思われる。	一次発生場所、一時保管場所等について明示させることを考えております。追跡方法などの実効性の確保につきましては、検討してまいります。
11	周辺の地域住民に分かり易い内容の説明をすることが重要であると思う。	住民説明会につきまして、分かり易い説明を行うよう指示してまいります。また、問い合わせがあった場合につきましては、分かり易い説明を行うよう努めてまいります。

12	<p>賛成。ただし、明示させる内容を具体的にはつきりさせる必要がある。少なくとも①一次発生場所②発生日時③主たる内容物名が必要である。</p>	<p>土砂等の一次発生場所、搬出日、土砂の区分等について明示させる形となります。</p>
----	---	--

【③ 土砂等の運搬車両ごとに運搬確認票を提出させることに対する意見。】

No.	ご質問・ご意見（要旨）	回答（要点のみ）
13	「運搬確認証を携帯、保存、住民の閲覧……」は、「運搬確認証」の記載項目に保存場所、住民が閲覧できる場所など具体的な項目が必要に思います。	条例において、現場事業所で近隣住民その他利害関係を有する者への縦覧について規定しております。
14	上記②の内容を明確にするために、確認票の携帯は必要であると思います。	(回答なし)
15	千葉県域においても、電子マニュフェスト方式の導入が広く進められているように思われる。「運搬確認票」はこの方式を意識したものですか。紙伝票方式は偽造による不正が生じやすいと聞いているが。	産業廃棄物の処理に係るマニュフェストを参考とし、一次発生場所、一時堆積場所等の土砂の流れを把握するために運搬確認票を提出させることを考えております。
16	賛成であるが、規制がきちんと守られているか、監視の実効性の確保が課題と考えられる。	埋立現場監視時において、搬入車両を確認した場合には、運搬確認票を確認し、確認票を持たない車両につきましては、引き返せることを考えております。
17	内容物を理解するためには必要である。	(回答なし)

18	<p>賛成。</p> <p>運搬確認票の内容「土砂等の発生場所」については、上記2の「発生元」の記入内容と同一にする。</p>	<p>土砂等の発生場所につきましては、一次発生場所、また一時堆積場所から出たものについては、その一時堆積場所についても明記させるものとなります。</p>
----	---	--

【④ 水素イオン濃度の追加の是非及び数値に対する意見。】

No.	ご質問・ご意見（要旨）	回答（要点のみ）
19	<p>「水素イオン濃度」規定追加は、飲料水水質基準の数値にすることで安心できます。</p>	(回答なし)
20	<p>水道水の約63%が地下水に依存している現状から見て、飲料水水質基準に準拠するのは妥当であると考えます。</p>	(回答なし)
21	<p>地下水を水道水源に利用していることが多いことから、項目の追加及び生活環境の保全に関する環境基準の考えに準じた数値を導入することに賛成いたします。</p>	(回答なし)
22	<p>水道水の水源となる地下水や河川に悪影響を及ぼさないよう、飲料水水質基準にすることは妥当と考える。</p>	(回答なし)

23	周辺の環境にどのくらい影響するかを調査するべきである。	強アルカリ性により稻が枯死するという事例もあることから、周辺環境に影響を与えることのないよう、飲料水水質基準の水素イオン濃度を採用したいと考えております。
24	賛成。 飲料水水質基準の数値にすることに賛成。	(回答なし)

【⑤ 臭気の規制の考え方の是非。規制値の在り方に対する意見。】

No.	ご質問・ご意見（要旨）	回答（要点のみ）
25	「臭気の規制、規制値.」は、番号4の「水素イオン濃度」と同じく、具体的に臭気濃度の規制値が必要と思います。 「周辺の人々の多数が著しく、不快」は、抽象的でかつ感情的な判断になりかねません。よく言う声の大きな人、騒ぐ人たち.です。	国が策定する臭気指数規制ガイドラインによる規制を検討したところでありますが、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」において臭気指数の採用をしていないことから、「佐倉市環境保全条例」の規制基準を準用することといたしました。 なお、今後「佐倉市環境保全条例」についても検討してまいります。
26	具体的な規制数値を明示すべきと思います。	25と同じ
27	敷地境界における臭気規制値とすべき。	ご意見のとおり、敷地境界における臭気規制といたします。

28	佐倉市の環境保全条例では、具体的な規制数値がないことがあるが、「人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度」では、トラブルのもとになる可能性がある。何らかの客観的な基準を設けるべき。	25と同じ
29	どのような臭いが発生するのか風向きなどでどの位まで臭いが到達するかなどを調査するべきである。	現在問題となっている現場につきましては、近隣住民から約130m先まで届くことがあります。
30	臭気に対する感じ方は個人差が大きいので、客観的に認められている数値によって規制するのが良い。	25と同じ

【⑥ 特定事業の規制面積を 500 m²から 300 m²にすることに対する意見】

No.	ご質問・ご意見（要旨）	回答（要点のみ）
31	「500 m ² 以上から300 m ² 以上にすること」について、規制面積を300 m ² に狭くすることには、賛成です。今回、300 m ² 以上としたしっかりとした根拠を説明できるようにしておく必要があると思います。今後、「300 m ² 未満面積」にもとの意見になりかねません。	現在、500 m ² 以上の面積について規制をしているところではあります。しかし、500 m ² 未満の埋立行為の届け出を受けた現場であっても、500 m ² を超えて土砂をたい積している現場が散見されます。本条例改正に当たって近隣自治体の規制状況を確認していく中で、300 m ² 以上の埋立てについて規制をしている自治体が確認できました。本条例改正をするうえで規制の強化を図る観点から、より厳しい規制数値を採用することいたしました。

32	千葉市に準じ、300 m ² 以上とすべきであると思います。	(回答なし)
33	規制面積の変更によって、得られる効果は不明ではあるが、地域性を考えると、当規制変更に賛成いたします。	(回答なし)
34	【加納委員】 近隣自治体のうち、厳しい方の規制数値にするのは妥当と考える。	(回答なし)
35	面積を減らす事で不法投棄が増えてしまう可能性もあることを考え検討すべき。	不法投棄の防止につきましては、監視体制を強化し、不法投棄をされることのないよう、指導を徹底してまいります。
36	賛成。	(回答なし)

【その他 全体を通じて】

No.	ご質問・ご意見（要旨）	回答（要点のみ）
37	<p>全項目番号1から6の改正案全てに気になるのが、業者の負担や役所の負担増加です。考慮が必要と思います。</p> <p>最後に、今回の改正（案）には挙がっておりませんが、罰則規定の強化が必要と思いました。罰則強化かなりの効果はあると思います。</p>	罰則の強化につきましては、近隣自治体の状況及び埋立の状況等を考慮し、検討していきたいと考えております。
38	<p>近隣の自治体すでに導入しているところの経験を調査し、その分析に基づいて今回の条例案が作成されているか。</p> <p>土砂や廃棄物の投棄は、後々に大きな社会問題となり、その原状復帰に多大な費用が掛かった例もあることから、規制するとともにその実効性を担保する方策が必要と思われる。</p>	<p>今回の条例改正を行うに当たり、近隣自治体の考え方や状況等について確認しております。</p> <p>規制の実効性につきましては、今後も状況等を見ながら検討していきたいと考えております。</p>